

# 平成30年第4回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成30年4月19日

午後2時30分～午後4時15分

場所：昭島市役所 庁議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成 30 年昭島市教育委員会第 4 回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、4 月 1 日の人事異動に伴い、教育委員会説明員に異動がありましたのでここで紹介をさせていただきます。まず、学校教育部指導課長の吉成嘉彦でございます。

○指導課長（吉成嘉彦） よろしく申し上げます。

○教育長（小林一己） 続きまして、生涯学習部社会教育課長の伊藤雅彦でございます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 伊藤です。引き続き、よろしく申し上げます。

○教育長（小林一己） 続きまして、市民図書館長兼新図書館担当課長の磯村義人でございます。

○市民図書館長兼新図書館担当課長（磯村義人） 磯村でございます。よろしく申し上げます。

○教育長（小林一己） もう一人、指導主事の水谷延広でございますが、本日は公務のため欠席をさせていただいております。よろしく申し上げます。

なお、岡部前指導課長につきましては東京都教育委員会教職員研修センターへ、そして、石川前市民図書館長は環境部ごみ対策課長に、美越前指導主事は東京都教育委員会指導部へ異動となっておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、会議に入ります。前回の会議録署名につきましては、既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。4 番の氏井委員と 5 番の白川委員でございます。よろしく申し上げます。

本日の日程はお手元に配布のとおりとなっております。

日程 4、教育長の報告に移ります。

それではまず、本年度もよろしく申し上げます。私からの報告ですが、文部科学省の動向といたしまして、平成 30 年 3 月 2 日に、文部科学大臣は「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を中央教育審議会に諮問をいたしております。この諮問理由といたしましては、新しい地域づくりに向けた社会教育の振興を図るに当たっては、地域住民を支えるもっとも身近な学習、活動拠点たるべき公民館、図書館、博物館等の社会教育施設についてその現状を改めて評価するとともに、今後求められるあり方や振興方策について具体的に検討することが必要と考えていると。近年、公民館、図書館、博物館等には従来の役割に加え、地域活性化、まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしてのより幅広い役割も期待されるようになっており、また特に過疎化や高齢化が進行する地域においては、社会教育施設の利用者に占める高齢者の割合が多くなるとともに、利用ニーズの増加等に対応した高齢者福祉施設の整備も求められ

ることから、今後これらの施設の複合化が進むことなども予想されます。このように公民館、図書館、博物館において、さまざまな地域課題においてよりの確に対応した取組を行うためには、これらの施設を含む社会教育行政部局とまちづくり関係部局、福祉健康関係部局、産業振興関係部局、教育委員会、企業、NPO法人等多様な主体との連携を強化することが欠かせない状況となっていることにも留意しつつ、これからの時代に求められる公民館、図書館、博物館等の役割とそれぞれを実現するために必要な方策についてその施設としての所管のあり方も含め検討する必要があるとしています。

以上のような問題意識のもと、公民館、図書館、博物館等の役割や機能強化方策を含め、人口減少社会において、関係者の連携と住民の主体的な参画のもと、新しい地域づくりを進めるための学習活動のあり方を中心に、今後社会教育の振興方策について、次の3つの事項を中心に御審議をお願いしたいとしております。

1点目としまして、関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習活動のあり方について。2点目といたしまして、地域における最も身近な学習拠点であるべき、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の現状と課題を把握、分析した上で、先に述べた地域活性化やまちづくり等との関係も含め新たな時代において求められる公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の役割について、そして最後になりますが、3点目として、ただいま2点目で御検討をいただく役割を果たす観点から、社会教育施設が地域の実情を踏まえつつ、地域活性化やまちづくり等の分野と効果的に連携を図るための運営のあり方や振興のための方策について、その所管のあり方も含め御検討をお願いいたします。という内容になっております。

また新聞報道では、現在、教育委員会が所管している図書館行政など、市長部局が担えるようにする議論が中央教育審議会でも本格化し、中教審では年内にも結論を出す見通しとこのようにも記載されておりました。今後の動向は非常に内容的に大切になるなというふうに感じているところでございます。

年内に結論を出すというような予定はありますので、中教審からの答申を受けた文部科学省の対応に昭島市の教育委員会としても十分注視をしていかなければならないと、このように思っているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

また、教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり7件となっておりますのでよろしく願いいたします。

ただいまの報告につきまして、御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。また何か情報が入りましたら私のほうから報告という形で委員の皆様にお知らせをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、以上で私の報告を終わります。

議事に入る前に前回の教育委員会定例会において回答が保留となっていた案件が4件ありますので、順次、説明を求めます。

- 庶務課長（加藤保之） 前回の定例会におきまして、石川委員から御質問のありました骨髄移植ドナー支援事業について及び氏井委員から御質問のありました学校図書館図書購入費について、私からお答えをさせていただきます。

まず、骨髄移植ドナー支援事業につきましては、骨髄バンクの登録者が実際に骨髄を提供する場合には、数日の入院と事前の健康診断等の通院が必要となります。提供により仕事を休んでも休業補償や交通費の補助はございません。また、家族や仕事先の理解も必要となります。このため、経済的な支援事業として市が実施するものでございます。この休業補償費ですとか交通費というところで一日当たり2万円ですとか、事業所には1日当たり1万円の補助が予定されているということでございます。

したがって、石川委員のおっしゃった、骨髄を一般的に提供していただく方を探すですとか、ドナーを見つけるとかというシステムを市が立ち上げるということではございません。

以上でございます。

○委員（石川隆俊）　ということは、市としてこれは骨髄移植というのは、必要に応じていろんなところからボランティア等も含めてお願いするわけですが、うちのまちに、もしもそういう人が出た場合に、それを市が少し援助するということなんですか。

○庶務課長（加藤保之）　そういうことでございます。

○委員（石川隆俊）　わかりました。

○教育長（小林一己）　続いてお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之）　続きまして、氏井委員から御質問のありました学校図書館図書購入について、お答えいたします。

学校図書館の図書購入費につきましては、各学校に対して均等割額と、児童・生徒一人当たりの児童・生徒割額があり、それらを合算した額を予算編成の際に配分しております。また、この図書購入費のほかに各学校が1年間に必要な消耗品や備品、その他の費用もあわせて配分しておりますので、学校が特色ある活動等で図書に力を入れたい場合には、図書購入費として配分した額を超えて、この学校に配分した総予算の中から図書購入費を増額するなど工夫していただいております。そういった形での図書購入予算となっております。

○教育長（小林一己）　よろしいですか。次、お願いいたします。

○社会教育課長（伊藤雅彦）　私のほうから紅林委員のほうから御質問のございました青少年交流センターにつきまして、2件の御質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目、どのような施設なのかということで黄色いパンフレットを見ていただきまして、場所は御存じかと思いますが昭和町分室の1階にございます。中を開いていただきますと目的が書いてございまして、地域の青少年たちが気軽に集まれる居場所、交流の場として地域の方も入った形でのふれあいの活動の場と

いうこととございます。利用の仕方については、真ん中の絵を見ていただくとわかるんですが、フリースペースには、ここは予約なくは入れまして、卓球台1台と工作机が4つございます。その下の多目的室は簡易防音が施されておりましてダンス、空手、音楽、このようなことが今、行われているということとございます。オープンスペースには本棚が2つございまして、蔵書が300冊ほどですが図書が置いてあるということとございます。利用時間とか申し込み方法はこちらに書いてあるとおりでございます。

それからもう1点の、年に1度のイベントということとございますが、お手元の資料は平成29年度分に行われた事業でございます。今のところ企画は青少年委員のほうで委託も行って、お子様たちが自由に来てお祭りを楽しむという形で、29年度はおおよそ400人の参加があったということとございます。30年度は、年内に1度開催をしたいということと今、企画をしているということとございます。

○教育長（小林一己） よろしいですか。では、お願いいたします。

○市民会館・公民館長（並木映子） 私からは、平成30年度公民館事業につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料を御覧になってください。平成30年公民館事業につきましては、お手元の資料のとおり9つの事業を行ってまいります。まず1番の障害のある青年学級の交流講座につきましては、年間を通しての事業でございます。4月14日土曜日に既に開講の集いが終わりました活動が始まっております。また、③の第9期市民大学1年次につきましては、本日の報告資料26についておりますとおり、6月16日に開講式を迎えて年間を通して実施いたします。そのほかの事業につきましては、現段階で内容期日が決まっているものにつきましてはこちらに掲載をさせていただいております。また決まっていないものにつきましては、また教育委員会のほうで報告をさせていただきます。以上でございます。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。

それでは日程5、議事に移ります。議案第8号「平成30年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 議案第8号「平成30年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

学校評議員につきましては、昭島市立学校の管理運営に関する規則第10条の4の規定に基づきまして、昭島市立小学校及び中学校に昭島市立学校学校評議員を委嘱する必要があります。なお、関係機関の人事異動にあわせて後日一部追加して報告させていただく場合がございます。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第8号について説明が終わりました。本件に対する質疑意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 皆さん、それぞれに一生懸命動かされている活動されている方ばかりだというふうに思いますし、また、こういう人たちも選定するのも大変なことだろうと思いますけれども、ちょっとそんなこといっては失礼かもしれませんが、お歳の方もいらっしゃるわけでありまして、その辺の年齢制限といいたいでしょうか、そういうものはあるのでしょうか。元気であれば当然こういう世の中でずし働いていただくということは大変いいことだと思いますけれども、88歳とかという方もいらっしゃるわけで、いかがなものかなと思いますけれどもいかがでしょうか、その辺は。

○統括指導主事（長崎将幸） 学校評議員の選定に当たりまして年齢制限等の要綱はございませんので、特に年齢でということはありません。ただ、昨年度の定例教育委員会の際にも、委員の皆様から学校評議員会の活性化ということで御意見をいただきましたので、今年度学校評議員を選出する際、委嘱する際には十分学校経営に対して御意見をいただける方、学校の活動に十分御協力をいただいている方という観点でもう一度見直しを図って委嘱をお願いしているところです。その中で、学校でやはりこの方をお願いしたいということで委嘱ができておりますので、学校の教育活動について今後とも御協力いただいたりお力を添えていただける方だと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○委員（白川宗昭） わかりました。皆さん、きっと立派に働いていらっしゃる方だと思いますので、その辺がやっていただけたらいいなと思います。

○委員（石川隆俊） 私自身も大変な歳になっておりましてそういう意味では年齢制限にかかるところでございますが、日本では確かにそういうふうに年齢を考えて、ある程度そういう意味で若い人をお願いするという傾向があるかと思えます。ただ外国では非常に年齢ということは絶対に言わないことがありまして、私、うっかりある国際会議でちょっとこのような方が留学するのは年が過ぎているのではないかと言ったら大勢から批判を浴びまして、ですから日本ではそういうセンスがあると思えます。ただ一般に外国では、特に年齢ということは言わずに、とにかくその人ができるかどうかということで判断するように思えます。

○教育長（小林一己） 教育委員会といたしましても、まさに今石川委員がおっしゃられたように、学校に対する意見を十分お考えいただける方を原則、基本として選考しておりまして、かつ健康な方というのも条件に加わるかと思えますので、その辺はよろしく願いいたします。

いかがでしょうか、よろしいですか。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め議案第8号は原案どおりに決しました。  
続きまして、議案第9号「昭島市スポーツ推進委員」の委嘱について説明を求めます。

○スポーツ振興課長（橋本博司） 議案第9号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」提案理由とその内容について御説明申し上げます。

昭島市スポーツ推進委員は、昭島市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、「市民のスポーツ推進を図るため、スポーツに関する深い関心と理解を持った方」に委嘱をしております、委員の定数は18名以内とし、任期は2年となっております。現在16名の方を委嘱し、スポーツ推進に取り組んでいただいておりますが、新たに1名の方を委嘱いたしたく御提案するものでございます。

恐れ入りますが資料を御覧ください。新たに委嘱する方は長谷川恵二さん、市内中神町にお住まいで、野球・ソフトボールを趣味とし、現在は昭島市ソフトボール協会に所属して協会の発展に御尽力をいただくとともに、地域のさまざまなスポーツ行事に積極的に参加されております。

なお、任期は平成30年5月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（小林一己） 議案第9号について説明が終わりました。

本件に対する質疑意見をお願いいたします。

氏井委員、いかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 特に何もございません。この方でよろしいと思います。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第9号は原案どおりに決しました。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成30年度小学生英語チャレンジ体験事業について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項1「平成30年度小学生英語チャレンジ体験事業について」御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。本事業につきましては、平成22年度から実施しております。昨年は国分寺市と共催で実施しましたが、今年は昭島市単独で実施いたします。実施場所については昨年度と同様、調布市八ヶ岳少年自然の家、期間は7月23日から25日までの2泊3日で行います。対象は小学6年生、募集人員は45人を予定しております。応募が多数の場合は学校の割り振りを加味しまして抽選とさせていただきます。事業内容はこちらの資料にありますとおり、トレーニン

グを受けたアメリカ人学生 15 人程度をリーダーとして行われる宿泊体験事業となります。一人につき児童 6 人程度のグループを構成して活動をいたします。参加費は 7,000 円で、引率者は看護師を含め 3 人の予定です。募集方法は、昭島市立学校に通う児童の場合、5 月 15 日から各学校を通じて募集いたします。市外の小学校へ通う児童につきましては、5 月 15 日号の広報にて募集をいたします。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 1 について説明が終わりました。  
本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 大変結構な、楽しい企画だと思いますが、引率者がさっき 3 名と言われましたが、看護師さんを含め。もうちょっと例えば英語のできる親でもいいし、先生でもいいし、少し大人も行ったっていいんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうかね。もうちょっと増やして、引率者を。そうするとこちら側からも世話ができるわけですから、あまり遠慮せずにとんどん行って、市の若干の費用で引率者を少し増やして、職員でもいいし、いかがかなと思います。

○庶務課長（加藤保之） 引率者については市職員 2 名と看護師を予定しておりますが、毎年この人数で行っております、トレーニングを受けたアメリカ人学生が 15 人ほどいらっしゃいます。それとあわせて、この事業には中学生の英語キャンプ事業、こちら同日開催する予定でございます、後ほど説明をさせていただきますが、こちらにつきましては昭島市と東大和市の共催となりますので大人につきましては、こちらの東大和市からも市の職員が同行いたします関係から、小中合わせて大人の人数はこれよりも増える予定になっておりますので、大人の人数につきましてはこちらの 3 名、小学生につきましてはこの 3 名という形で行かせていただきたいと思いますと思っております。

○委員（石川隆俊） 身の世話は十分にできるわけですね、これで。

○庶務課長（加藤保之） こちらにつきましては、毎年支障なく行っております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 今までは、ほかに東大和市さんと、あと去年は小学校だか中学校だか忘れたんですけども、もう 1 市で行っていたように思うんですけども、そうすると今回は昭島市だけ、小学生については昭島市だけということで 45 名というのは、今まで昨年から見るとずいぶん増員になったということでしょうか、ということが、ちょっと去年のことを忘れてしまったので、その点を教えていただきたいのと、どうして今回は昭島だけでやれるようになったのかということをお知らせください。

○庶務課長（加藤保之） 昨年度につきましては、小学生は国分寺市と 2 市で開催をいた



しました。昨年この事業が終わった後、国分寺市のほうから今年度以降につきましては参加を見送りたいという正式な回答がございまして、今年度は昭島市単独の事業となっております。

参加者につきましては、昨年 55 名、募集は 45 名だったのですが、参加者 55 名応募がありまして、55 名で参加をいたしました。今年度につきましても定員の 45 名、こちらを募集の予定としております。以上です。

○委員（紅林由紀子）　ということは、募集人数については変わらないということになるわけですね。

○庶務課長（加藤保之）　募集人数には変更はございません。

○委員（紅林由紀子）　はい、ありがとうございます。わかりました。

○教育長（小林一己）　ほかにいかがでしょうか。  
よろしいですか。

○委員（氏井初枝）　お尋ねです。とてもすばらしい企画なので希望しているお子さんにはなるべく参加をしていただきたいなと思っているんですけども、昨今、経済的なことがよく話題になりますよね。例えばこれに参加したいんだけどこの参加費の 7,000 円がちょっと家計のことを考えると難しいかなというお子さんがいた場合に、これは就学援助や何かの対象になるんですか。そこら辺の保証があるのかなのか教えていただけたらと思います。

○庶務課長（加藤保之）　こちらの事業の要綱によりましては、この特別な利用がある時には費用の減免をできるということになっておりますので、そちらのほうを使うことができます。

○委員（氏井初枝）　安心いたしました。

○委員（石川隆俊）　ちょっとよろしいですか。私は少々疑い深いほうですから、アメリカの学生が来るんですが、こういう人はトレーニングを受けたというふうになっていますが、例えば人物、人材、安定、そういう意味で、万が一大事な児童に悪い影響があったらいけないと私も思うものですから、それは大丈夫ですか。

○庶務課長（加藤保之）　こちらの事業につきましては、トレーニングを受けたということですか、そういった安全面につきましても旅行会社とのプランに委託事業として委託をするわけなのですが、そちらの際にも仕様書のほうにはそういった安全面等について記載をさせていただいておりますので、安全をもってこの事業を実施したいと思っております。

○委員（石川隆俊）　私は、先ほど、引率者が少し多いほうがいいのかというのはそういう

面もちょっとありまして、こちらのほうの学生の監督と同時に様子を大人がよく見るというかそういうことが必要だと思っております。

○庶務課長（加藤保之） こちらにつきましても、引率する職員につきましては安全に万全を期すようにということでしておりますが、またそういった心配が出る場合には、増員等についても検討はしていきたいかなというふうに思います。

○委員（石川隆俊） お願いします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 今回のことの繰り返しになりますけれども石川委員のお話を伺っていて思い出したんですけれども、スポーツの合宿か何かだったでしょうか、指導の人が男の子にわいせつ行為をしたみたいな事件がそういえばあったなということ思い出したんです。そういうトレーニングを受けるという中で、人物が安心というかそういうところも大事な部分になってくるかなと思いますので、あわせてお願いしたいと思います。希望です。

○教育長（小林一己） 庶務課長、例えば過去の実績とか過去はこういうことがあったかなかったとか、そういうことをちょっとお願いします。

○庶務課長（加藤保之） 過去の事業におきましては、アメリカ人学生とはなかったんですが、行った小学生同士、中学生同士でもめごとがあったりということはありませんが、そちらにつきましても引率の職員によりまして無事、仲直りして帰ってくることができましたので、その辺についても気をつけて行ってまいりたいというふうに思います。

○教育長（小林一己） よろしいですか。それでは報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「平成30年度中学生英語キャンプ事業について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項2「平成30年度中学生英語キャンプ事業について」御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。本事業につきましては、今年は東大和市と2市で行います。実施日及び場所については、小学生英語チャレンジ体験事業と同様となります。対象は、中学校1年生、2年生、3年生で昭島市30人、東大和市も30人を予定しております。こちらも応募が多数の場合には学校の割り振りを加味して抽選とさせていただきます。

事業の内容ですが、小学生英語チャレンジ体験と同様でございますが、中学生の英語のレベルでの活動を行います。キャンプファイヤーなどについては小中学校合同で実施をする予定でございます。グループにつきましては、2市の混合で6人程度のグループを持って活動してまいります。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項2について説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 先ほどの小学生のキャンプ事業と合同でというか並行して実施されている、ここ何年か実施されている事業だと思えますけれども、毎年、大体中学生のほうが人数が少ないというか、小学生は本当に定員オーバーしてしまっているくらいな感じなのに、中学生は思ったよりも参加者が少ないという傾向があるように思うんですけれども、この辺の原因はどういうふうに考察されているのかなというのを教えていただきたいと思えます。中学生だから部活が忙しいだとか、あと一つ次にある海外交流事業に比べてはちょっと魅力が薄いから、別に無理していかなくてもみたいな感じなのか、その辺は参加者とか周りから声が上がっているのかどうかとか、そういうことも含めて教えていただければと思えます。

○庶務課長（加藤保之） 委員のおっしゃるとおり中学生につきましては、去年は15名という参加者でございました。これにつきましては、やはり部活があるということが原因というふうには思っておりますが、去年は中学校2年生、3年生のみの募集でございましたが、今年につきましては中学校1年生につきましても参加できるような形で募集をしてみたいと思いますので、そこで人数の確保ができればというふうに思っております。

○委員（紅林由紀子） 今年から中1からオッケーということでとてもありがたい対策をしていただいたかなというふうに感じます。やはり英語を習いたての中学生が興味を持って参加していただくのも、もっと勉強しようというきっかけの一つになるんじゃないかと思えますし、あるいは中2、中3で今度の海外交流事業での当選を狙う、プレみたいな感じでこのキャンプを使うという手立てもあると思うので、中1から参加できるというのはすごくよかったかなと思えます。

小学生でこのキャンプに参加した子どもたちの話とかもちょっと聞いたことがあるんですけれども、行く前はいろいろ心配だったというか、いろんな学校からあるいは、今回は昭島だけですけれども、去年までは他市からも来るので、同じ学校から参加した子とはグループが分かれてしまうからうまくやれるかなみたいなそんな心配もあったみたいなんですけれども、参加してみたら結構全然違う他市の子と友達になったという話も聞きますし、楽しかったという話も聞きますので、多分、学校に小学校なんかだとお知らせが、紙1枚配られるみたいな感じのPRだと思えるんですけれども、できれば去年の体験談とか、魅力的なことを紙にお知らせに入れていただくとか、配るときにちょっと先生方から一言フォローというかPRの言葉を入れていただくと、参加者が多すぎても困っちゃうんですけれども、やはり魅力を、より魅力的に伝えていただければなというふうに思えます。でも、とにかく中1から参加できるようにしていただいたのはありがたいというふうに感じます。ありがとうございました。

○庶務課長（加藤保之） 募集につきましては、今後工夫をして参加者のほうの確保をしていきたいと思えます。また、報告を市のホームページのほうでしておきまして、こういう楽しい行事なんだよということでPRのほうはさせていただいております。以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。  
よろしいですか。それでは以上で報告事項2を終わります。  
続きまして、報告事項3に移ります。報告事項3「平成30年度中学生海外交流事業について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項3「平成30年度中学生海外交流事業について」御報告申し上げます。

この事業の内容につきましては、資料3を御覧ください。今年度パス・モダン・スクールで、派遣期間が7月の31日から8月8日までの8泊9日、ホームステイ6泊、ホテル1泊、飛行機内で1泊を予定しております。派遣人員は20人を予定しており、引率者は3人で行くことを予定しております。対象の派遣生は市内中学校へ通う生徒及び市内在住で市外の中学校へ通う生徒を、市内6校の中学校からは1校当たり2名ずつぐらいという形で考えております。参加費は9万円となっております。応募方法は例年どおり応募の動機についての作文を800字以内で作成して提出していただくことになります。

なお、市内の中学校へ通う生徒と、市内在住で市外の中学校へ通う生徒とは募集方法及び周知方法が異なっております。選考方法は作文審査と面接により決定をし、面接者については中学の校長先生と教育委員会部課長において行う予定でございます。

本年度の受け入れ事業につきましては、9月28日から10月の4日までの6泊7日間で受け入れ事業を行います。パス・モダン・モダンスクールの中学生20名を受け入れる予定でございます。受け入れ担当校につきましては、今年度瑞雲中学校となっております。ホームステイの受け入れについても瑞雲中学校に通う生徒さんの家庭で宿泊をしていただくということを予定しております。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項3について説明が終わりました。  
本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 短い質問というか、私も今まで気づかなかったんですが、この応募資格として、昭島市に住んでいて、どこか別の市町村とかそういう所の学校あるいは私立に通っている人も資格があるというのは、これはどういうところからそういうふうなことになったんでしょうか。つまり、市外の、なんとなくこの町の中学校似通っている人をと中心にするかと思えば、表の所まで入っていいというのは、どういうところから来たんでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） この事業につきましても昭島市の事業となりますので、市内に

在住している御家庭のお子さんにつきましても、参加をしていただくということでこの募集のほうの対象者に入っております。

- 委員（石川隆俊） 市内に住んでいて市外の学校に行っている人も。
- 庶務課長（加藤保之） そうですね。市内在住で。
- 教育長（小林一己） すみません、課長、もう1回対象者、応募資格のところを説明してもらえますか。
- 庶務課長（加藤保之） 応募資格につきましては、市内の中学校に在籍する生徒、それと市内在住で、市外の中学校に在籍する生徒というふうになっております。
- 委員（石川隆俊） だから市外ということは、例えば昭島にいながら立川の中学校にという人もいいわけでしょ。
- 庶務課長（加藤保之） 市内在住である場合には大丈夫です。
- 委員（石川隆俊） 随分寛大ですよ、そういう意味では。
- 庶務課長（加藤保之） 市内在住というのが、市の事業ですので、こちらが基準といいますか、対象にこちらのほうでしておりますので。
- 委員（石川隆俊） 例えば啓明中学校の人はこれは市内の人だから通っているわけだからいいわけだ。
- 庶務課長（加藤保之） 啓明中学校のほうにつきましても対象となります。
- 委員（石川隆俊） そうですね。割合これは寛大な感じで私はいつも思っているんですけどね、この応募資格が。  
それでいいです。特に理由はないでしょうから。
- 庶務課長（加藤保之） 昭島市在住という部分と、昭島市の学校に通って学んでいる生徒というところで対象とさせていただきます。
- 教育長（小林一己） 私のほうから。今回の事業、当初の事業の目的としまして、まず昭島市内の中学生を対象にしようと、そういう対象にして国際的視野に立った人材の育成という部分で、まずこの事業を考えております。そういう中で今、石川委員のほうから御指摘のあったとおり、中学生には昭島市内の公立学校、そして市外の中学校に行っている方がいらっしゃる、それなのであくまでも昭島市の中学生をまずは対象にしようということなので、その範囲を拡大させていただきました。それで市内在住というのが両方クリアできると思います。

あともう1点、昭島市にある私立の学校、啓明学園なんですけれども、こちらいろいろな生徒の生徒相互の交流も図るといことも非常に大事ではないかということも踏まえまして、先ほどお話しを差し上げました昭島市内にいる中学生、あるいは市外から啓明学園に通う生徒の交流、こういうことも踏まえて応募の資格を設定した、こんなような状況になっております。

○委員（石川隆俊） よくわかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項3を終わります。

続きまして、報告事項4「平成30年度昭島市立学校教職員異動の概要について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 報告事項4「平成30年度昭島市立学校教職員異動の概要について」御報告いたします。

報告資料4を御覧ください。今年度の異動状況ですが、小学校が98名の教員が異動しました。そのうち転入教員が47名、その内訳ですが昭島市内で動いた教員が2名、昭島市以外の外から入って来た教員が24名、そして新規採用教員が21名となっております。また、小学校の転出教員は51名、裏面にございます51名となっております。市内で動いた教員が2名、そして昭島市外のほかの地区へ行った教員が39名、退職者が10名という内訳になっております。

続いて中学校ですけれども、中学校の教員は45名が異動しました。そのうち転入教員は21名、昭島市内で動いた教員が1名、外から入ってきた教員が15名、そして新規採用教員が5名となっております。また、転出教員は24名でございます。市内で動いた教員が1名、昭島市以外の他の地区に行った教員が18名、退職者が5名となっております。転入の教員の前任の地区については表にお示ししたとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項3についての説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは以上で報告事項4を終わります。続きまして、報告事項5「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 報告事項5「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令について」御報告いたします。

報告資料5を御覧ください。これは、東京都立学校職員出勤記録整理規程の改定に伴い、昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正するものでございます。学校の教員は、出勤後、出勤簿に押印することで出勤の記録を取っているところでございます。変更点につきましては、東京都公立学校一般職非常勤職員

の任用等に関する規則、これは平成 30 年 4 月 1 日一部改正において、一般職非常勤職員へ新たに「育児欠勤」が導入されたことに伴って、その出勤簿上の表記が新たに加わったことになります。2 枚目のところ、A 4 横版これが新たに加わったものでございます。

以上、御報告させていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項 5 についての説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 公としてこういうふうになったということで理解はしたんですけども、育児欠勤というのは、育児に関わるお子さんが急に病気になったり熱が出たりとかでお休みされる場合は、こういうふうになるということなんですけれども、今までは全然こういうことについてよくわからないので教えていただきたいんですけども、今まではそういう先生方がそういう場合はどういった扱いになっていたんでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） さきほど御覧いただきました参考資料のほうを御覧いただいて、新旧対照表になっておりますので、右側が以前のものでまとめて「非出」という形で書かれていたものが新たに加わったということでございます。

○委員（紅林由紀子） ということは、今までは「非出」というところに含まれていたということは、別立てになったということですね。

○指導課長（吉成嘉彦） そのように御理解いただければと思います。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

それでは以上で報告事項 5 を終わります。続きまして、報告事項 6 「平成 30 年度昭島市立小中学校学級編成の状況について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 報告事項 6 「平成 30 年度昭島市立小中学校学級編成の状況について」報告をさせていただきます。お手元の資料 6 を御覧ください

まず 1 ですが、「各学校児童生徒及び学級数」、2 「対前月比較増減」でございます。1、(1)の小学校でございますけれども、4 月の入学時現在の状況でございます。表中は児童数、括弧の中の数字は学級数を表してございます。小学校全体の学級数は 188 学級で、児童数は 5,542 人でございます。学級数については、前年度の 190 学級から 2 学級減少している状況でございます。児童数は前月から全体で 38 人の増加となっております。

特別支援学級の固定級の児童数ですが、共成小学校が 3 人、つつじが丘小学校が 30 人、田中小学校が 17 人となっております。

続きまして、(2)の中学校でございます、右側でございます。中学校全体の学級

数は79学級、生徒数は2,563人でございます。学級数は前年度81学級であったため、昭島市全体では2学級減少しております。生徒数は前月から全体で71人の減となっております。

特別支援学級の固定級の生徒数ですが、昭和中学校が27人、多摩辺中学校が15人となっております。また、今年度より清泉中学校に特別支援教室が開設され、固定級です、3人が在籍している状況でございます。

続きまして、裏面でございます、3「特別支援学級（固定）」、4「特別支援学級（通級）」、5「特別支援教室在学者学年別内訳」でございます。3につきましては、先ほど御説明いたしましたので、4、5について御説明させていただきます。

今年度より特別支援教室が小学校全校に開設されたことにより、小学校の特別支援学級、いわゆる通級は富士見丘小学校のみとなりました。児童数は言語障害が30人、難聴が3人でございます。中学校の生徒数は、瑞雲中学校の情緒障害が19人、拝島中学校の情緒障害が15人となっております。そして5の特別支援教室の在学者数でございますが、各校において特別支援教室での指導を受けている児童数となります。昭島市全体で226人の児童が特別支援教室の指導を受けているという状況でございます。

以上、御報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項6についての説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） とても基本的な質問でちょっと申しわけないんですけども、中学校の1年生は35人学級だったことがありませんでしたかということで、ここに、点線の中に小中学校ともに1学級40人ということで、小学校1学年と2学年は1学級35人ということなんですけれども、今、中学校は3学年とも40人なんですとかどうかというのは、私はちょっと1年生は35人なような気がしていたもので、ちょっとそこを確認させていただきたいというのがあります。

○指導課長（吉成嘉彦） 今委員のおっしゃるとおり、中学校1年生におきましては中1ギャップの加配がありまして、35人ということでよろしくをお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） もう1点すみません。これは質問というか感想も入っているんですけども、特別支援教室が全校で行われるようになって、こういった形で資料をいただくのが初めてだったので、こんなに各学校が人数が多いんだということに初めて見てびっくりしているんですけども、例えば拝島第三小学校の41名とか、つつじが丘小学校の33名、学校規模としては大きい学校ではあると思うんですけども、それにしても結構人数が多いなというようなふう感じております。その中で通級、通級というか特別支援教室ということなので、多分曜日が決まって、その曜日に先生方がその教室に来てくださるという形なんだと思うんですけども、これだけの人数が、先生方がグループで複数に来ていただけたらと思うんですけども、教室的に、あとは先生方の人数としてこれだけの人数が対応でき



ているのかどうかというか、そのあたりはどんな感じなのか教えていただきたい  
と思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 特別支援教室の各学校ごとの人数なんですけれども、やはり今まで拠点校であった学校は校内で通級するということで、必然的に支援が必要なお子さんが入りやすい環境であったということがあります。なので、今後今まで拠点校でなかったところの巡回校については、今後子どもたちが拠点校に通う必要がなくなったので、今後増えていく可能性はあるかなど。そういう中で実際特別支援教室に指導にあたる教員の数も増えております。その中で、今まではそれぞれの曜日、各学校に週1回ずつ訪問するという形で昭島市の場合に行ってきましたが、今年度から拝島第三小学校の拠点校につきましては、教員を2つのチームに分けて複数回巡回校に回るという形で、なるべく多くの曜日でそれぞれの学校で指導できるようにという形で巡回方法の改善を図っております。やはり教員一人一人の授業力の向上というところもありますので、そこを高めていきながら子どもたちが多くの時間に指導にあたるように今後も工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○委員（紅林由紀子） 御説明いただいてよく理解できました。人数が特別支援教室のお子さんの数が増えれば教員の数も増えるということで理解できたんですけども、その教員の数というのは、どこの人数に対してどういう割合で配置されるかというのは、どういうふうに数えるのか、もしよかったら教えていただけますでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 年度末に、その地区の中に実際どれだけ来年度特別支援教室に通うかという人数を出して、その人数に対して地区に何人の教員を配置するかということでやっていて、その学校ごとというよりも地区全体で何人という配置をし、それからそれぞれの拠点校に対して教員の数をその関係のある児童数と照らし合わせて割り振っていくという状況でございます。以上です。

○委員（紅林由紀子） ということは、地区全体の人数を足した状態で、それに対しての先生方の数ということなわけですね。

○指導課長（吉成嘉彦） そうです。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは以上で報告事項6を終わります。

続きまして、報告事項7「平成29年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 報告事項7「平成29年度指定学校変更区域外就学の処理状況に

ついて」報告をいたします。資料7を御覧ください。

1の指定校変更についてでございます。学校教育法施行令の規定によりまして、児童・生徒に対し通学すべき学校を指定することとなっておりますが、教育委員会が相当と、ふさわしいと認めるときには、保護者の申立により指定した学校を変更することができるとなっております。教育委員会では、指定校変更の基準を設けて対応しているところでございます。

表の説明をさせていただきます。指定校の欄につきましては、指定された学校に通うべきところ、個々の理由によって市内のほかの学校に通っている児童・生徒の人数を表したものでございます。

通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学をしている数を表しております。たとえば、東小学校の例で申し上げますと、指定校の2人につきましては、東小学校の学校区に住所がある児童が、それぞれの理由によりほかの学校に通学している児童の人数ということになります。

また、通学校の4、この4人につきましては、ほかの学区から東小学校に通っている児童の人数を表しております。

次に、下の段にあります2の区域外就学についてでございます。これは、市外から市内の学校へ、また、市内から市外の学校へ通学することを教育委員会が承諾し、就学するものでございます。市内から市外への転出等により、住民票は他市にありますが、本市の学校に通学されている方が、小学校で12人、中学校で5人、合計17人おります。また、本市に転入されましたが、引き続き他市の学校に通学したいという児童・生徒は小学校で19人、中学校で10人、合計が29人となっております。理由の内訳につきましては、右側の欄です、ここにそれぞれ示しておりますので御覧いただければと存じます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項7について説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で報告事項7を終わります。続きまして、報告事項8「平成31年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項8「平成31年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」御説明いたします。

資料8を御覧ください。

初めに、「特別の教科道徳」以外の小学校の通常の学級で使用する教科用図書について御説明いたします。平成30年度は採択替えが行われる年度であります。現行の教科用図書からの内容の変更がないこと、平成32年度の新学習指導要領全面実施に伴い、平成31年度に改めて教科用図書の採択を実施することから、平成30年度の教科書採択につきましては、平成26年度に作成した「平成27年度使用教科用図書選定資料作成委員会調査結果報告書」に基づき採択する予定でございます。

次に、小学校で使用する「特別の教科道徳」の教科用図書でございますが、平

成 29 年度に採択した教科用図書の使用期間が平成 30 年度から平成 31 年度の 2 年間であるため、平成 30 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択いたします。

次に、「特別の教科道徳」以外の中学校の通常の学級で使用する教科用図書についてでございますが、平成 27 年度に採択した教科用図書の使用期間が平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間であるため、平成 30 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択いたします。

次に、中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科用図書ですが、平成 31 年度から中学校において「特別の教科道徳」の指導が開始されるため、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、新たに中学校「特別の教科道徳」の教科用図書の採択を実施いたします。最後に特別支援学級で使用する教科用図書ですが、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については、毎年度採択を行うことができるので、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なものを採択いたします。

採択の事務日程及び手順につきましては、別紙をご覧ください。採択は、8 月の定例教育委員会に行う予定でございます。

以上、報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項 8 についての説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校の基本的な教科用図書は来年にということでは今年に行わないということでは理解しました。ということは、中学校は、本来ならば来年なはずですけども、それもまたずれるということになると理解しておけばよろしいですか。来年度、まさか小学校と中学校を一緒にやるということはないですね。

○統括指導主事（長崎将幸） 来年度採択替えの中学校の教科用図書の内容が変更があるかどうかという連絡がまだ来ていないので、ちょっとこの場でどうなるかということ、明確なお答えはできないんですけども、内容に変更がなければ小学校と同様にとこのような基本的な考え方はあるかなと思いますが、それについてはまた改めて来年度報告させていただければと思います。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは以上で報告事項 8 を終わります。

続きまして、報告事項 9 「平成 29 年度就学支援の状況について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項 9 「平成 29 年度就学支援の状況」について御説明いたします。資料 9 を御覧ください。

若千、お時間をいただいて人数のところまで報告をさせていただきたいというふうに思います。

1の「就学相談結果」は、平成30年度に新たに小中学校に就学・入学する児童生徒の相談に対しまして、通常の学級が適しているか、特別支援学級が適しているのか、または特別支援学校が適しているのかの判定した結果でございます。なお、判定に対しましては、実際の進学先が右の欄に記載してございます。

小学校では84人の相談がありました。これに対して、特別支援学級が適しているという判定が出た児童が9人、特別支援学校が適しているという判定が出た児童が16人、通常の学級が適しているという判定が出た児童が28人で行なわれました。また、相談のみで判定まで行かなかった児童が31人で行なわれました。中学校では、相談者数は23人、知的固定特別支援学級が適しているという判定が出た生徒が13人、自閉症・情緒障害固定特別支援学校が適しているという判定が出た生徒が6人、特別支援学校が適しているという判定が出た生徒が2人、相談のみの生徒が2人で行なわれました。

2の「転学相談の結果」でございます。転学につきましては通常の学級に通っている児童・生徒が、特別支援学級や特別支援学校に移る、またはその逆に、特別支援学級や特別支援学校から通常の学級に移りたいという相談に対しての判定結果でございます。

小学校では12人の児童から相談がございました。判定は特別支援学級が6人、特別支援学校が2人、特別支援学級から通常の学級が1人、相談のみが3人で行なわれました。中学校では5人の生徒からの相談に対しまして、判定は特別支援学級が3人、特別支援学校が1人、転学不適が1人で行なわれました。

続きまして、裏面3の「情緒障害等通級指導学級、特別支援教室入級・入室相談結果」でございます。情緒障害等通級指導学級及び特別支援教室への入級・入室の相談に対する判定結果でございますが、小学校では65人の児童からの相談がございました。入級入室適と判定された児童が60人、入級入室不適が1人、転学適が2人、相談のみの児童はおりませんでした。

続きまして、中学校では20人の生徒からの相談に対して、入級適と判定された生徒が17人、入級不適が2人、相談のみが1人で行なわれました。

4の「情緒障害等通級指導学級、特別支援教室退級、退出相談結果」でございます。平成29年度は退級が適していると判定された小学校児童が3人、中学校生徒は3人で行なわれました。

5の「難聴言語入級相談結果」でございます。14人の児童からの相談に対して、言語の入級適の判定を受けた児童が9人、入級不適が3人、相談のみが2人となっております。

最後に6の「難聴言語退級相談結果」でございますが、指導の効果から退級が適と判断された児童は10人となっております。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項9の説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） いくつかお尋ねしたいことがあるんですけども、まず1点目は、表面の中学校の自閉症情緒障害固定学級という判定がでていたお子さんの中で、昭和中の1組のほうに2人結果として通われることにしたということでこれは本来ならば昭和中は知的の障害の固定学級だと思うんですけどもこれはやはり保護者の方のご希望とか、地理的なものとか、いろいろな事情が。プライバシーに関わることでお答えしていただけない場合は結構なんですけれども、本来目的の違った教室であって、その辺は1組に行った場合に1組でもそれなりな対応をしていただけるのかどうかというようなことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、委員からお話しいただいたとおり、保護者の希望というところが一番大きいところでございます。なかなか特性等についてはプライバシーのこともありますので詳しくここでは申し上げられないところではございますが、やはり総合的に、今、小学校に自閉症情緒障害の固定学級がないというところもあるので、なかなかそのままスムーズに中学校のほうにということではないお子さんもいらっしゃるということで、移行期の中で保護者と事務局と昭和中と話し合った中で昭和中への進学を決めたというところでお答えさせていただければと思います。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

引き続き、裏面のほうなんですけれども、情緒障害通級の通級の場合の「入級不適」という表現なんですけれども、これは必要ないというふうに理解すればよろしいのでしょうか、という部分ですね。そうした場合、何らかの状況が合って相談をされて、結果としてそこには通わないとか通えないということになると思うんですけども、そういった場合に、でも例えば情緒障害などの通級の場合、コミュニケーションスキルとかいろいろなトレーニングもしていただけるという意味では大変ありがたい場だと思うんですけども、そういうことを本来はしてほしいといった要望があっても、これは規則として通わせられないということなのかどうかということをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

あと、「転学適」というのはこれはどういう意味なのかと。特別支援学校に転学したほうがいいということなのか、ちょっとその意味がわからなかったので教えてください。

○統括指導主事（長崎将幸） まず「入級入室不適」というところでございますが、やはり実際にお申し込みいただいて面接面談等をしたり、また心理士が学校の様子を見せていただいたり、また特別支援教室や通級指導学級の体験等をした中で、通級や特別支援学級でトレーニングをするまでの課題が見当たらなかったという例もありますし、また逆に、情緒障害とか発達障害という課題よりもやっぱり知的な課題があるという場合もございます。それはちょっとさまざまなのでくわしい内訳はここでは申し上げることはできないんですが、さまざまな要因で不適となった場合がございます。

またこちらの「転学適」につきましても特別支援学級の知的障害の固定学級に通ったほうが本人の特性に合った教育が受けられるのではないかというような判断ができた場合には、踏み込んで「転学適」という判定をさせていただき、それをもとに保護者に結果を説明し、そのあと特別支援学級に移るかどうかは、またそこで保護者と十分に話し合いながら進めていくというような形で、今判定をとっております。

○委員（紅林由紀子） 説明はわかりました。先ほど申しましたように、やっぱりそういうトレーニングとかを不適、そこまで必要ないという判定だけれども、できれば受けさせたいみたいな希望があった場合も、やはりそれは不適ということだと通わせることはできないということなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） ここでの判定ではそういう形でさせていただいているので、その中でやはり学校生活に支障があるということであれば、再度もう一度相談という形になってくるかと思えます。また校内の中で継続的な支援等を行っていくような形で進めていきます。

こういうことがないように、まずは校内でしっかり支援体制をしていくかどうかというところについて校内委員会でよく話し合った中で、入級や入室の希望を出してもらおうようにということで、学校に私たち事務局のほうからも今お願いをしているところです。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項9を終わります。

続きまして、報告事項10「昭島市立学校給食嘱託栄養士設置要綱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは報告事項10「昭島市立学校給食嘱託栄養士設置要綱について」御説明させていただきます。学校給食課の栄養士につきましては、これまで正規職員、再任用職員を配置し、安全で安心な学校給食の提供や食育指導などの業務を遂行しております。この栄養士のうち再任用職員1名が、平成29年度末で任期満了となり退職することから、その補充として平成30年度からは栄養士の資格を有し、他の栄養士と同様に業務を遂行していただく嘱託職員を採用し、委嘱することになったことから、身分や職務内容、勤務条件などを定めた要綱を制定したものでございます。

なお、この要綱につきましては、平成30年4月1日から実施しており、嘱託職員を1名採用し、すでに栄養士の業務を遂行しております。

報告については、以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項10について説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。以上で報告事項 10 を終わります。

続きまして、報告事項 11「昭島市学校給食嘱託調理員設置要綱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 報告事項 11「昭島市学校給食嘱託調理員設置要綱」について、説明させていただきます。

学校給食課の調理員につきましては、これまで正規職員、再任用職員、臨時職員を配置し、学校給食の調理業務などを遂行しております。この正規職員などが退職した際には、臨時職員を採用し、その補充を行っておりましたが、臨時職員数の割合が年々増えてきております。今後も正規職員などの退職が続いていく中、安定した学校給食を提供していくため、その補充について平成 30 年度から調理師の資格を有し、正規職員と同様に業務を遂行していただく嘱託職員を採用し、委嘱することになったことから、身分や職務内容、勤務条件などを定めた要綱を制定したものでございます。なお、この要綱につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から実施しており、嘱託職員を 3 名採用し、すでに調理業務などを遂行しております。

報告については以上となります

○教育長（小林一己） 報告事項 11 について説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。以上で報告事項 11 を終わります。

続きまして、報告事項 12「昭島市青少年委員の辞退について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 報告事項 12「昭島市青少年委員の辞退について」御報告申し上げます。

先月開催された第 3 回教育委員会において、第 35 期の青少年委員 17 名の委嘱について議決をいただきましたが、うち 1 名より委嘱前の平成 30 年 3 月 31 日付で辞退する旨の届け出がありましたため御報告いたすものでございます。

辞退者は、中神小学校地区選出の石塚武裕氏でございます。辞退理由は、御自身の仕事が多忙化したため、とのことでございます。これにより青少年委員は 16 名となり、未選任は、拝島第三小学校と中神小学校となります。未選任の 2 学区を含む委員につきましては、早期に御就任いただけるよう努めております。

以上、簡略な説明となりますがご報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項 12 について説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

よろしいですか。以上で報告事項 12 を終わります。

続きまして、報告事項 13「昭島市教育福祉総合センター指定管理者候補者選定委員会要綱について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは、昭島市教育福祉総合センター指定管理者候補者選定委員会要綱について御報告いたします。

教育福祉総合センターにつきましては、平成32年3月の開館を予定しており、指定管理者により運営をいたします。開館当初から円滑な運営を行うためには、まず、現市民図書館から指定管理を導入し、総合センターへの移転業務と総合センターでの運營業務を一体的に担っていただくことが必要であり、平成31年4月から現市民図書館に指定管理を導入いたします。このため、本年度は指定管理者の選定及び指定を行ってまいります。つきましては、指定管理者を公正かつ適正に選定するため、選定委員会を設置いたします。

第2条の所掌事項といたしましては、指定管理者の候補者の選定に関する事、及び選定に関し必要な事項の審査等を行い、その結果を市長及び教育委員会に報告することといたします。

第3条の組織につきましては、教育長を委員長とし、委員には総合センターに関連する部の部長職6名といたします。また、外部の委員として、図書館の運営及び財務の専門的知識を有する者をそれぞれ1名といたします。

今後の予定といたしましては、5月中に第1回目の選定委員会を開催いたしまして募集要項や選定方法について確認いたします。その後6月から募集を開始いたしまして、7月に第2回目を開催し、事業者から提出された書類審査を行います。その後、8月に第3回目を開催し、プレゼンテーションによる審査を行う予定です。ここで選定された事業者を指定管理者候補者として、協議を開始いたしまして、12月の第4回市議会定例会で指定の議案を提出いたしまして、そこで議決をいただければ、協定を締結し、平成31年4月から現市民図書館の指定管理による運営を開始する予定です。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項13についての説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項13を終わります。続きまして、報告事項14「昭島市民図書館運営規則」から報告事項18「昭島市民図書館資料の郵送による個人貸出実施要綱の一部を改正する要綱」までは改正趣旨が同一であることから、説明を一括にしたいと申し出がありましたのでよろしいでしょうか。それでは一括して説明を求めます。

○市民図書館長兼新図書館担当課長（磯村義人） 報告事項14から御説明させていただきます。

昭島市民図書館運営規則について御報告申し上げます。

本来昭島市教育委員会規則その他教育委員会が定める規程の制定または改廃に関することにつきましては、教育委員会において御議決いただかなければならない事項でございます。しかしながら、本年3月27日の昭島市議会第1回定例会において昭島市市民図書館設置条例の一部を改正する条例が議決され、4月1日に施行されましたことに伴い、本規則も同日に施行する必要がございましたが、そ



の間、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、「昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条第1項に基づき、教育長が臨時に代理し本規則を制定いたし4月1日付公布、同日施行いたしましたことを御報告いたすものでございます。

それでは、規則の内容につきましてご報告させていただきます。報告資料14、3枚目の旧規則を御覧ください。本規則は、昭島市市民図書館設置条例の一部を改正する条例におきまして、旧規則の第2条から第4条及び第6条から第7条の内容が規定されましたことから、旧規則の大幅な改正の必要が生じたため、その全部を改正し、改めて昭島市市民図書館条例第12条の規定に基づき制定するものでございます。

それでは報告資料1枚目にお戻りください。新しい規則の内容は旧規則を踏襲した上で、題名を「昭島市市民図書館運営規則」とし第2条以降、貸出登録及び貸出に関する事項について、ページをめくっていただきまして、第1条「図書館資料の閲覧について」、第7条「図書館資料の複写について」、第8条「利用者の義務について」、第9条「図書館資料の受贈等について」、第10条「移動図書館の運営について」、第11条において「指定管理者に関する読み替えについて」規定してございます。

続きまして、報告事項15から18について御報告申し上げます。

これらは、先ほど昭島市市民図書館運営規則の御報告でも御説明いたしました昭島市市民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、昭島市市民図書館処務規則等の一部を改正し規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、各規則、規程、及び要綱における題名並びに条文中の「昭島市市民図書館」となっておりますところをそれぞれ「昭島市市民図書館」と改めるものでございます。

報告事項15では、「昭島市市民図書館処務規則等の一部を改正する規則」といたしまして、第1条で「昭島市市民図書館処務規則」、第2条で「昭島市教育委員会事務局処務規則」、第3条で「昭島市教育委員会検査事務規則」について規定してございます。それぞれ新旧対照表をおつけしてございます。

報告事項16におきましては、「昭島市教育委員会事務決裁規程」、報告事項17では、「昭島市教育委員会文書管理規程」につきまして規定してございます。報告事項18では、「昭島市市民図書館資料の郵送による個人貸出実施要綱」のほか4つの要綱の改正について規定しております。

なお、報告事項15から17につきましては、先ほど御報告いたしました「昭島市市民図書館処務規則」同様、教育長が臨時に代理し改正をいたしております。

以上簡略な説明で恐縮に存じますが、報告事項15から18についての御報告とさせていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項14から報告事項18までの説明が終わりました。本件に対する意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で報告事項14から18を終わります。

次の報告事項19の「昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について」から、

報告事項 26「昭島市公民館主催事業について」までは資料配付のみとさせていただきますが意見があればお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 報告資料 20 の特別支援教育支援員配置要綱の一部を改正する要綱なんですけれども、これはどういうことでこういうふうに関回変えなければならなくなったのかということをお教えていただきたいのと、あと「旧」では第 7 条、「新」だと第 8 条にあたる部分ですけれども、配置決定のところ、旧の場合は教育相談室相談員かその中に訪問者の中に入っていたところが今回なくなったわけなんですけれども、この辺はどういったいきさつなのかをお教えていただきたいと思ひます。

○統括指導主事（長崎将幸） まずこの要綱の改正に当たりましては、30 年 2 月に決定をしていただいた特別支援教育推進計画にあわせまして、ここでの支援員のことにつきまして、適切に支援を行うための介助員支援員の配置のところ、合理的配慮を行うための支援員の配置というということで、30 年度から配置という計画に基づきまして、従来特別支援教育支援員と行ったところをより合理的配慮、障害者差別快勝法に基づいた合理的配慮の提供ということも含めた形の役割を持たせるということで、今回要綱項について改正をさせていただいたところ、それで本来通常の学級だけを対象にしていたんですが、特別支援学級でも例えば身体的に介助が必要なお子さんに対して、介助員だけではなかなか難しいところに対してこの支援員も入れられるということで、支援員が入れられるところを拡大するような形で要綱の改正をさせていただいております。

それから御質問をいただきました第 9 条のところなんですけれども「昭島市教育室相談員」というところが削除されているけれどもということではあるんですけれども、今まで現状として子どもたちの様子を見て行くに当たって、指導主事等というところで私も含めて、職員が学校の現状等を見させてもらいながら支援員の配置については協議を行っているところです。実際のところ臨床心理士の資格を持つ相談員がなかなかそこに行くまでの時間的な余裕というか、そこについては実質的に指導主事等が中心になって行っていたので、その「等」の中で相談員が入るということも含ませています、今、主たる担当としては指導主事が担っているのだからここについては文言の整理をさせていただいたということになります。以上でございます。

○委員（紅林由紀子） 御説明いただいた部分は理解できました。

先ほどの相談員の方が、実際にはそこまですることが現実的にはあまり時間的には取れないというお話だったんですけれども、こういった支援を必要とするお子さんの支援員を配置するに当たってそのお子さんを実際に臨床心理士の方が見るといふような機会はないというふうにお考えればいいんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 臨床心理士や発達臨床心理士の資格を持っている者が、巡回相談という形で、実際にはその他の支援方法等については学校にアドバイスしたり保護者と話をしたりというふうなことは行っております。その中の情報等に

については指導主事も共有しながら学校と協議をしてみたいと思いますので、臨床心理士が子どもたちの様子を見ないということではございませんが、この特別支援教育の支援員配置に対しての協議というところでは、主な業務は指導主事が担っているというところで御理解いただければというふうに思います。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、「その他」として委員さんから何かあればお願いいたします。

よろしいですか。次回の教育委員会等の日程について事務局より説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 平成30年第5回定例会は、平成30年5月17日木曜日、午後2時30分から市役所301会議室において開催いたします。

なお、5月17日につきましては、午前中から玉川小学校及び中神小学校の学校訪問を実施いたしますので対応方よろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。では5月17日午前中からになりますけれどもよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成30年昭島市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

4 番 委 員

5 番 委 員

調 整 担 当